# 制度情報-2020 年 9 月の法令から-北京市大地律師事務所 (北京市大地律師事務所 日本部監修)

# I. 重要な法令のポイント解説

# 一群の行政許可事項の廃止及び権限委譲に関する決定

(発令元) 国務院 (法令番号) 国発 [2020] 13号 (公布日) 2020年9月13日 (施行日) 2020年9月13日

# 1. 主なポイント

- ・企業の銀行口座開設許可証の審査発給、輸出食品生産企業の届出審査認可、国家級環境保護自然保護区、国家級海洋自然保護区、国家級漁業自然保護区への外国人の立入りにかかる審査認可等 29項目の行政許可の廃止を決定した。
- ・4項目の行政許可事項の審査認可について、管轄をより下位の機関に委譲した。

#### 2. 今後の留意点

行政許可が廃止、委譲されたものの、本決定の公布日から20業務日以内に、国務院の関係機関より社会に対し事中・事後監督管理細則が公布され、各地方でも関連措置のさらなる詳細化を行い事中・事後監督管理の強化及び革新を進めるとされているため、企業では後続の監督管理細則に十分注意されたい。(全1条)

# 商事制度改革を深化させ、企業のための負担緩和と企業活力の 活性化をいっそう進めることに関する通知

(発令元)国務院弁公庁

(法令番号) 国弁発 [2020] 29号

(公布日) 2020年9月1日

(施行日) 2020年9月1日

#### 1. 主なポイント

- (1) 2020 年末までに、全国全ての各省市において「ワンストップ」プラットフォームを開通させ、 全過程において企業がオンラインで手続きできるようにし、企業設立手続きの所要時間を4業務 日又はそれ以下に短縮する。(第1条)
- (2) 輸出から国内販売に切り替える製品の認証手続きを簡素化し、認証案を簡素化・最適化し、国内販売切替え製品についての強制製品認証にかかる費用を合理的に減免する。(第3条)

# 2. 今後の留意点

当該通知の要求により、各省級人民政府による統括のもと、住所(登記所在地)と経営場所の分離登記の試験運用が実施され、市場主体は1つの住所と複数の経営場所を登記することが可能となる。経営主体が住所以外において経営活動を行い、同一の県級登記機関の管轄を受ける場合は、分支機構(支社)の設立を免除され、経営場所の追加登記を行うだけでよいとされる。(全4条)

# 北京、湖南、安徽自由貿易試験区の全体案及び浙江自由貿易 試験区の拡張案の公布に関する通知

(発令元)国務院

(法令番号) 国発 [2020] 10号

(公布日) 2020年8月30日

(施行日) 2020年8月30日

# 1. 主なポイント

国は、北京市、湖南省、安徽省に3拠点の自由貿易試験区を新設することならびに浙江自由貿易 試験区を拡張することを決定した。

# 2. 今後の留意点

2013 年に上海自由貿易試験区が正式に設立されて以来、これまでに中国には、上海 (2013 年) / 広東、福建、天津 (2015 年) /遼寧、浙江、河南、湖北、重慶、四川、陝西 (2017 年) /海南 (2018 年) /山東、江蘇、広西、河北、雲南、黒龍江 (2019 年) /北京、湖南、安徽 (2020 年) と、21 の自由貿易試験区の設立が決定されている。自由貿易試験区の運営経験がますます蓄積されるに伴い、自由貿易試験区用の政策の多くが全国各地にも普及推進され、応用されつつある。 (全1条)

# 電子商取引プラットフォームの知的財産権をめぐる 民事事件の審理に関する指導意見

(発令元) 最高人民法院

(法令番号) 法発 [2020] 32 号

(公布日) 2020年9月10日

(施行日) 2020年9月10日

# 1. 主なポイント

- (1) プラットフォームを利用した業務自営について明確に規定した。 (第2条)
- (2) 電子商取引プラットフォームの経営者が、プラットフォーム内で経営者が知的財産権を侵害していることを知っているか、知り得るべき場合、速やかに必要な措置を取らなければならない。取る必要措置は合理性・慎重性の原則を遵守していなければならず、これには削除、遮断、リンク切断等の商品の撤去措置を含むがこれらに限らない。(第3条)

# 2. 今後の留意点

当該文書は、最高人民法院が初めて電子商取引分野における知的財産権の保護問題について指導意見を公表したものであり、ネットワークサービスの提供者や電子商取引プラットフォームの経営者等の関連市場主体は、当該意見の具体的規定に照らして自主的に自らの業務経営活動の適法性を検査し、速やかに調整して権利侵害の違法を犯すリスクを低減する必要がある。知的財産権の権利者は当該意見により確定した権利と義務の区分に基づいて速やかに権利保護の戦略やメカニズムを調整することで、自身の適法な権益をよりよく維持・保護することができる。(全11条)

# 営業秘密侵害の民事事件の審理における法律適用 にかかる若干の問題に関する規定

(発令元) 最高人民法院 (法令番号) 法釈 [2020] 7号 (公布日) 2020年9月10日 (施行日) 2020年9月12日

# 1. 主なポイント

- (1) 営業秘密の主要な媒体について初めて明確に列挙し、どのような形式の媒体であれば裁判所により技術情報や経営情報と認定されるのかを確定した。(第1条)
- (2) 「関連情報が公知である」と認定される状況について明確に規定し、製品のサイズ、構造、 材料、部品の簡単な組み合わせ等のみに関する情報、その分野の関係者が市場で流通する製品を 観察することにより直接取得できる情報等がこれに該当するとした。(第4条)
- (3) 従業員に関する秘密保護の措置の内容を新たに追加した。(第6条)
- (4) 「その他の不正な手段」の認定について明確に規定し、「商業道徳に違反して取得された営業秘密であれば、法律上全て責任を追及することができる」とした。(第8条)
- (5) 権利侵害の実質的要件の判断根拠を明確に定め、法定の賠償基準についてさらに整備した。 (第12条、第13条、第19条、第20条)
- (6) 権利侵害者が権利を侵害することによって獲得した利益の初歩証拠を権利者よりすでに提供したが、営業秘密の侵害行為に関連する帳簿や資料が権利侵害者に掌握されているという場合、裁判所は権利者の申請を受けて権利侵害者にそれらの帳簿や資料を提供するよう命じることができる。(第24条)

### 2. 今後の留意点

今回、リバースエンジニアリング(技術手段により、公開ルートから取得した製品を分解、図面作成、分析等して当該製品の関連技術情報を取得することをいう)による情報の取得は、営業秘密侵害の行為には該当しないことが、明確に規定された。(全29条)

# 知的財産権侵害の刑事事件を取り扱う際の具体的な 法律適用にかかる若干の問題に関する解釈(3)

(発令元) 最高人民法院、最高人民検察院

(法令番号) 法釈 [2020] 10号

(公布日) 2020年9月12日

(施行日) 2020年9月14日

# 1. 主なポイント

- (1)登録商標冒用罪における「同一の商標」、著作権侵害罪における「著作権者の許可の未取得」、 営業秘密侵害罪における「不正な手段」等の具体的認定基準についてより明確に定めた。 (第1条、第2条、第3条)
- (2) 犯罪構成の基準を引き下げ、犯罪構成とみなす状況の内容を拡充し、犯罪を構成する事件金額を「50万元以上」から「30万元以上」に調整した。(第4条)
- (3) 異なる行為ごとに異なる「重大損失」の認定基準を規定した。(第5条)
- (4) 知的財産権を侵害する犯罪について重きに従い処罰し、執行猶予を適用しない事由を明確に 規定し、量刑基準をさらに規範化した。(第8条、第9条)

#### 2. 今後の留意点

最近、中国では知的財産権に関する文書の公布が相次いでおり、知的財産権を保護する、よりよいビジネス環境作りへの積極的な取組みが行われている。企業では自身の知的財産権の保護とともに、他人の知的財産権への侵害の回避にも注意する必要がある。(全12条)

# 法により知的財産権の侵害行為に対する懲罰を加重することに関する意見

(発令元) 最高人民法院

(法令番号) 法発 [2020] 33号

(公布日) 2020年9月14日

(施行日) 2020年9月14日

#### 1. 主なポイント

- (1) 侵害や侵害しようとする対象が核心技術、知名度のあるブランド、人気番組等の知的財産権 に関わったり、展示会において知的財産権を侵害するか侵害しようとする等、補填が難しい損害 をもたらしうる行為に対し、権利者は行為の保全を申し立てることができる。(第1条)
- (2) 権利者が十分に利用することのできる救済措置について集中的に規定し、権利者の懲罰性賠償請求を支持するとした。(第3条)
- (3) 職業的な知的財産権の侵害及び知的財産権を侵害して行政罰を受けた後、再び知的財産権を 侵害して犯罪を構成した場合について、法により重きに従い処罰し、一般に執行猶予を適用しな いものとする。(第4条)

#### 《北京市大地律師事務所》

# 2. 今後の留意点

特殊な状況を除き、政府機関は権利者の請求を受けて、偽造・冒用品、海賊版の商品やそれらの 生産又は製造に使用された材料や道具を廃棄処分し、流通に入ることを防止しなければならないと される。(全4条)

# 信用できない実体リスト規定

(発令元) 商務部 (法令番号) 令第4号 (公布日) 2020年9月19日 (施行日) 2020年9月19日

# 1. 主なポイント

- (1) 中国は「信用できない実体リスト」の制度を確立し、外国の実体(外国企業、その他の組織 又は個人を含む)による国際間の経済・貿易及び関連する活動中の行為に対し、必要な措置を取 って制限する。(第2条)
- (2) 外国の実体について、「信用できない実体リスト」への登録を決定する際の参考要素を、以下の通り明確に規定した。(第7条)
  - ・中国の国家主権、安全、発展の利益に及ぼす危害の程度
  - ・中国企業、その他の組織又は個人の適法な権益に及ぼす損害の程度
  - ・国際的に通用されている経済・貿易規則に適合するか等
- (3) 「信用できない実体リスト」に登録する外国の実体に対し、取ることのできる措置を明確に規定した。 (第10条)
  - ・中国に関わる輸出入活動の制限又は禁止
  - ・中国国内での投資の制限又は禁止等

### 2. 今後の留意点

商務部の責任者によると、「信用できない実体リスト」について、スケジュールや企業リストは 作成されていない。今後、リスト登録又は処理の措置が取られる場合は、法により公告が行われる。 (全14条)

### 経営者独占防止コンプライアンス指針

(発令元) 国務院独占禁止委員会 (法令番号) 国反壟発 [2020] 1号 (公布日) 2020年9月11日 (施行日) 2020年9月11日

### 《北京市大地律師事務所》

# 1. 主なポイント

- (1) 業務の状況、規模、業界の特性等に基づき、独占防止コンプライアンス管理制度を確立することを経営者に求める。(第3条、第5条)
- (2) 経営者の高級管理職が、明確に公開の形で独占防止コンプライアンスの誓約を行い、それを 履行することを奨励する。経営者は関連する内部管理制度の中で、それらの人員が誓約に違反し た場合に被る結果について明確に定めることができる。(第6条)
- (3) 経営者は業界団体組織の独占合意に参加したり、それを支持してはならない。(第11条)
- (4) 経営者は職位、クラス、業務範囲の異なる従業員が直面するコンプライアンスリスクの相違に応じて、従業員に対するリスク評価及びリスク喚起を行うことができる。 (第21条)
- (5) 経営者が従業員の独占防止コンプライアンス行為に対する考課及び賞罰の体系を確立し、それを整備することを奨励する。経営者は教育・研修を強化する方式により、従業員の独占防止コンプライアンス意識を高めることができる。 (第23条、第27条)

# 2. 今後の留意点

当該指針は、経営者向けのコンプライアンスにかかる一般性の指針にすぎず、強制力を持つものではないが、独占防止リスクのコンプライアンス指針及び手段を示したことにはなお重要な意義があり、これにより企業では取締りに対する予測を強化することができる。現時点では、浙江省、上海市、山東省、河北省等で、省市内向けの経営者独占防止コンプライアンス指針がすでに公布されている。(全30条)

# Ⅱ. 法令運用上のケーススタディ解説

## 1. 事件の概要

王氏は2007年に天津のA社に入社した。王氏は2014年10月から2015年4月まで、偽造した病院の診断証明書及び関連する診療記録(以下「病気休暇書類」という)を提出する手段によって病気休暇を申請し、会社は法律規定通りに病気休暇賃金を支払い、社会保険料を納付し、これらの会社支出の合計は19,640.45元であった。後に王氏が提出した病気休暇書類は偽造されたものであったことが発覚し、会社は公安機関に事件の届出を行った。

# 2. 紛争の焦点

王氏が病気休暇書類を偽造して病気休暇を申請し、病気休暇賃金を会社から騙し取った行為は詐欺 罪を構成するか。

#### 3. 弁護士の分析

まず、王氏の行為は、当人が病気を罹患し病気休暇を取得する必要があると会社に信じさせる意図があったことを示すものであり、客観的に王氏には事実を虚構する行為が存在したと言える。次に、王氏の書類偽造行為の目的は、会社から自身に対する賃金及び社会保険料を騙し取ることであり、主観的な不法占有の故意が存在する。さらに、会社は王氏が偽造して提供した病気休暇書類に基づき、王氏には病気休暇取得が必要であるとする虚構の事実を信じ、実際に賃金を支払い、社会保険料を納付している。

このため、王氏の行為は『刑法』第266条に規定された詐欺罪の構成要件を満たしており、王氏は 詐欺罪により刑事責任を追及されるべきである。

### 4. 司法判断

裁判所は王氏が詐欺罪を犯したとして、6ヶ月の有期懲役に1万元の罰金を併科する判決を下した。

#### 5. 留意点

従業員の病気休暇管理は常に企業を悩ませる問題となっているが、実務において、企業は従業員が病気に罹患したか、病状には休息が必要かを判断する専門的能力を具備しているわけではないため、外部医療機関による意見や資料から従業員の病気休暇申請に同意するか否かを判断するしかない。この企業の弱点が従業員に利用され、虚偽の病気休暇書類を提出することにより病気休暇を申請するケースが頻繁に起きている。

企業が、従業員の提出した病気休暇書類に虚偽が存在する可能性を疑う場合は、弁護士に病気休暇書類の真実性を確認する調査を委託することができる。調査により偽造が明らかになった場合、企業では弁護士のサポートのもと、法により従業員の法的責任を追及することができ、これには労働関係の解除、支払った賃金の返還要求のほか、公安機関に届出を行い、従業員に対する刑事責任の追及を請求することも可能である。法的責任を追及することで、その従業員に対する懲罰となるだけでなく、その他の従業員に対する警告の効果もあり、病気休暇管理強化の目的を達成することができる。